◇ 入園にあたっての提出書類 ◇

【重要】一度提出された書類はお返しできません。育児休業給付金の手続きのために必要な場合があるため、記入後の申込書は必ずご自身で事前にコピーし、保管しておいてください。

○マイナンバー(個人番号)確認のための書類

- マイナンバー確認資料
- 身元確認資料
 - ※詳細は別紙「保育園等の入園申込み手続きには、個人番号(マイナンバー)の記載が 必要になります」をご参照ください。

(1)教育・保育給付認定申請書

- ・**マイナンバー(個人番号)を全員分記入**してください<u>。</u>
- ・保育施設の入所希望日について、**追分ベビー園の入所は生後半年以降**、それ以外の 園は生後9週以降となります。

(2) 状況調査表

- (3) 保育の必要性を証明する書類(両親および64歳以下の同居親族)
 - 育児休業を取得することが決定している場合は、就労証明書に必ずご記入ください。
 - ・就労証明書は、証明日より3か月以内のものが有効です。
 - ・保育の必要性を証明する書類は、<u>児童1人につき1部ずつ提出してください。</u> (兄弟姉妹分コピーでの提出可。

写しの書類は必ずご自身で事前にコピーをし、1 部ずつ添付してください)

・就労証明書の様式が足りない場合はお手数ですがコピーしてご使用ください。

保育の理由	必要書類
就 労	就労証明書【必ず <u>勤務先で記入</u> してください】
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(母の氏名と出産予定日が確認できる部分)
疾病・障がい	診断書または障害者手帳・療育手帳
常時介護等	介護状況届と、診断書またはケアプラン等の写し(要介護者の場合)
災害復旧	罹災証明書
求職活動	ハローワークの登録カードの写し(※お持ちの方のみ)
就学	時間割と、在学証明書の写しまたは受講決定通知書の写し
D V 等	福祉事務所長、児童相談所長等の意見書または証明書

- ☆ 同世帯に「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等を有する方が いる場合は、必ず写しを提出していただきますようお願いいたします。
- ☆ 出生予定でお申込みの方は、仮申込みとなります。 出生後(1か月以内)に子育て応援課(入園受付窓口)で出生の手続きをお願いします。

入所審査について

①申請受付期間:令和7年11月4日(金)~13日(木)

②審 査 日 : (第1回目) 令和7年12月12日(金)

(第2回目)令和8年2月中旬

③結果通知日 : (第1回目) 令和8年2月上旬~

(第2回目)令和8年2月下旬~

※申請受付期間後に申請書を提出された方については、3月以降に随時通知いたします。